

こころの健康センターの新たな相談機能 説明・意見交換会

開催日： 平成23年4月12日（火）、4月19日（火）、4月21日（木）
5月10日（火）、5月12日（木）

場 所： こころの健康センター ストレスケアルーム

三重県こころの健康センター（精神保健福祉センター）

職員の状況（H23.4） *主な業務

所長(精神科医師)

*センター総括

審査総務課

① 課長(事務)

* 総務・総括、精神保健福祉手帳

② 主幹(事務)

* 精神医療審査会

③ 主査(事務・PSW)

* 精神通院医療、精神保健福祉協議会

④ 主事(事務)

* 予算・経理

技術指導課

① 専門監兼課長(保健師)

* 総括、調整

② 主幹(保健師)

* 自殺対策情報センター、こころの健康づくり

③ 主査(事務・PSW)

* 地域移行支援、医療観察、協力組織育成

④ 主査(福祉・臨床心理士)

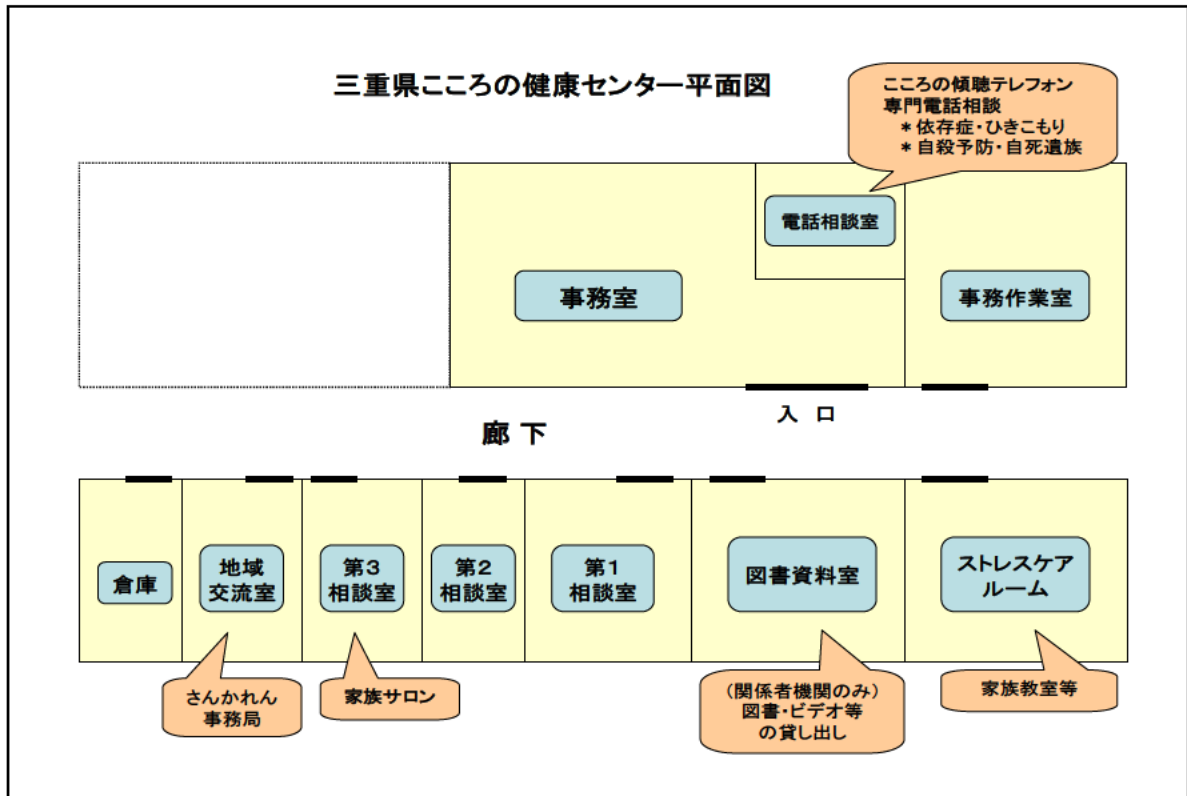
* 依存症対策、教育研修

⑤ 主査(保健師)

* 自殺対策情報センター、自死遺族支援

⑥ 技師(福祉・心理士)

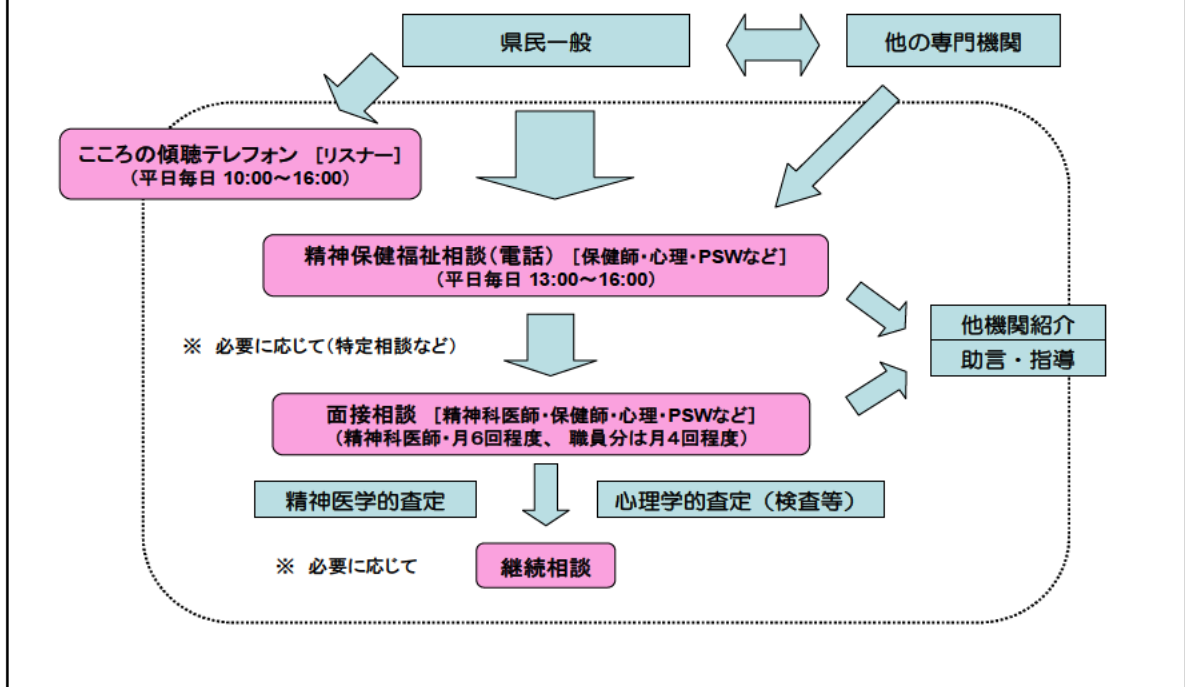
* ひきこもり対策、広報啓発、こころ危機管理



精神保健福祉センターとは

- 各都道府県(指定都市)に必置とされており、平成22年現在、68箇所が設置されている。
- 都道府県における精神保健及び精神障害者福祉に関する総合的な技術センターである。(精神保健福祉センター運営要領)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う、とされている。(法第6条)
- 地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行う、と位置づけされている。(精神保健福祉センター運営要領)

こころの健康センターにおける精神保健福祉相談（現状・H22年度）

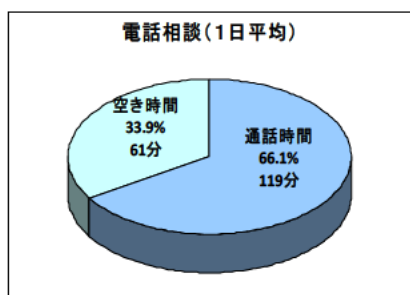


なぜ、専門相談へ移行したのか？

現状と課題

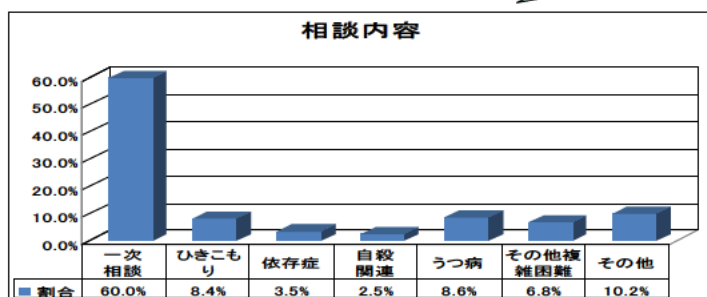
- 電話相談で「複雑又は困難な相談」「専門性の高い相談」に十分に対応できていない。⇒ 幅広く相談を受けている
- 関係機関へ技術指導・援助を効果的に行う相談支援体制となっていない。
- こころの傾聴テレフォンの位置づけが不明確で、周知も不十分である。
- 「当事者や家族にしか出せない専門性」の活用に至っていない。

精神保健福祉相談の現状



* 一次相談の割合が60%を占めている。
(リピーターの割合も高い)

* 「ひきこもり」「依存症」「自殺関連」などの相談割合は非常に少ない。

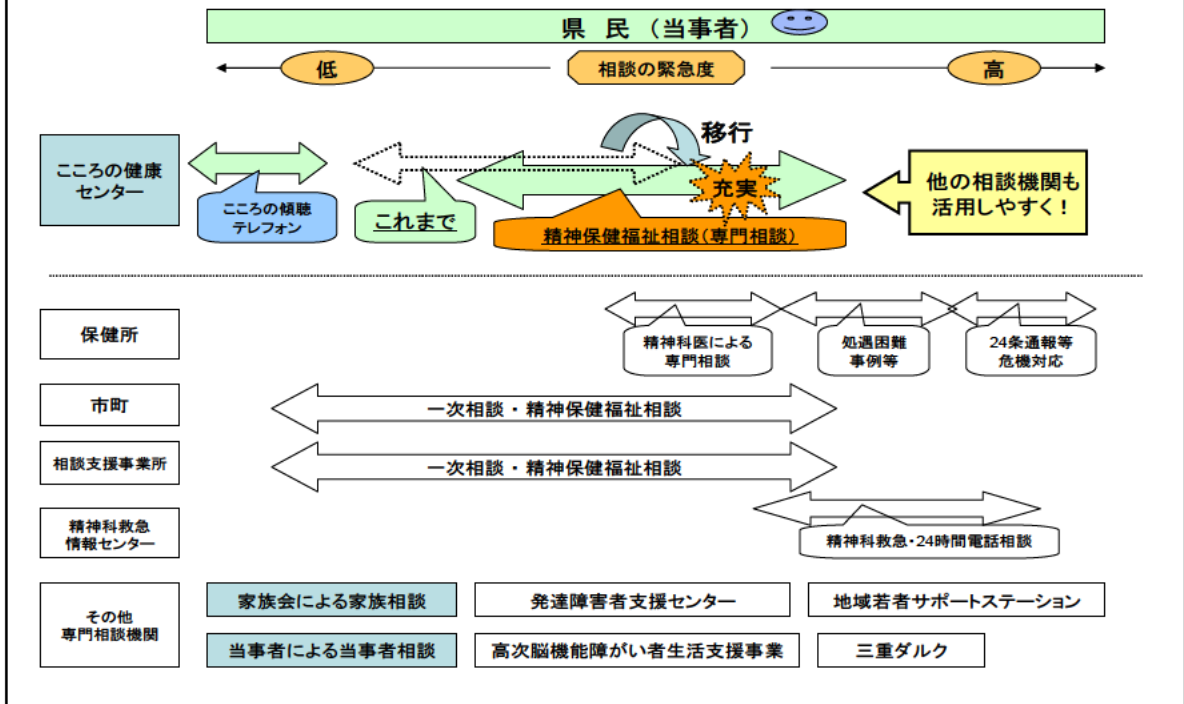


取り組んだこと

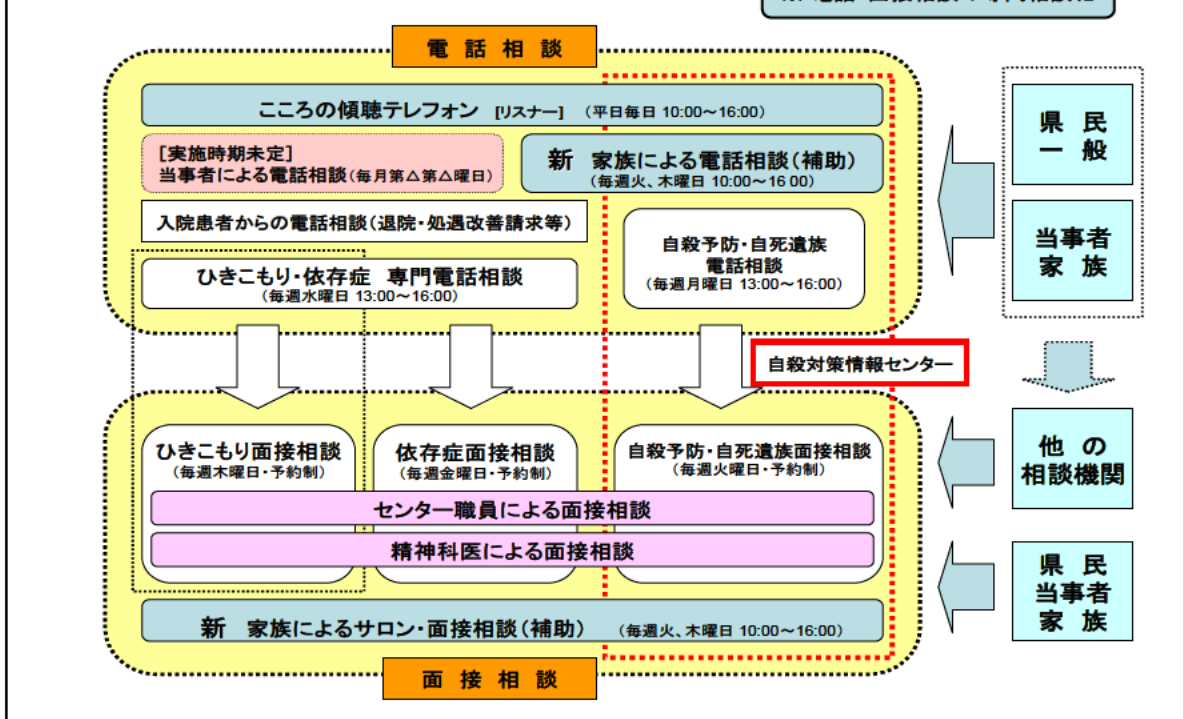
内容

- 相談支援体制のあり方検討会開催(計7回)
- ベンチマーキング実施(神奈川県精神保健福祉センター)
- 関係機関へのアンケート調査の実施
- 「あり方検討」まとめ ⇒ 関係機関への通知 など

三重県における精神保健福祉相談の対応機関 イメージ図



新たな相談体制フロー (イメージ図)



こころの健康センター 相談機能の活用(イメージ図)

[関係機関向け]

